平成２１年（フ）第１１４５号
神戸市西山町４丁目23番14号松本文化中棟101号、従前の住所神戸市長田区大塚町７丁目１番３号
債務者　吉野　茂和
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１４６号
神戸市長田区西山町４丁目23番14号松本文化中棟101号、従前の住所神戸市長田区大塚町７丁目１番３号
債務者　吉野久美子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１４７号
神戸市長田区西山町４丁目23番14号松本文化中棟101号
債務者　吉野友理こと　黄　　明子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１５７号
神戸市兵庫区御崎本町２丁目９番25号
債務者　富里　衣理
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１７５号
神戸市中央区下山手通９丁目６番４―414号
債務者　林田　　昇
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２００号
神戸市須磨区横尾５丁目１番地の１　68号棟502号
債務者　山上　智博
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２０号
沖縄県沖縄市中央３丁目23番15号　仲本アパート101号室福永方
債務者　東江　陽子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１３０号
沖縄県うるま市石川東恩納990番地　県営東恩納団地２号棟103号室
債務者　山城　清美
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１４０号
沖縄県中頭郡北谷町字桑江392番地５
債務者　比屋定美知子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１５７号
沖縄県沖縄市越来３丁目11番26号　木の葉うす202号
債務者　佐次田千賀子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１６０号
沖縄県沖縄市上地１丁目９番５号　与儀アパート203号、住民票上の住所沖縄県沖縄市泡瀬３丁目35番７号　グランデアスール４―A
債務者　久場　千尋
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第５４２号
熊本市長嶺東９丁目14番28号　メゾンＲＹＵ101号
債務者　永田　　修
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５４３号
熊本市長嶺東９丁目14番28号　メゾンＲＹＵ101号
債務者　永田　昭子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６５１号
熊本県合志市須屋131番地11
債務者　鍋田　五子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７８５号
熊本市花園７丁目57番12号　サンガーデン花園Ｃ―102
債務者　川島実唐吏
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１３９号
松江市内中原町233番地20
債務者　佐田　明子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
松江地方裁判所民事部